

第二款 協会員

第七十九条の七に見出しつとして「（協会員に対する処分等）」を付し、同条中「協会は」を「認可協会は」に、「所属証券会社等」を「所属金融商品取引業者等」に、「証券仲介業者」を「金融商品仲介業者」に、「協会の」を「認可協会の」に改め、同条を第六十八条の二とする。

第四章第三節の節名を削る。

第七十九条の八に見出しつとして「（役員の選任及びその職務権限）」を付し、同条第一項中「協会」を「認可協会」に改め、同条第二項中「協会」を「認可協会」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「協会」を「認可協会」に改め、同項に項番号を付し、同条第四項中「協会」を「認可協会」に改め、同項に項番号を付し、同条第五項中「第二十八条の四第一項第九号イ」を「第二十九条の四第一項第二号イ」に改め、同項に項番号を付し、同条を第六十九条とし、同条の前に次の款名を付する。

第三款 管理

第七十九条の九に見出しつとして「（役員の解任命令）」を付し、同条中「協会」を「認可協会」に改め、同条を第七十条とする。

第七十九条の十に見出しつとして「（仮理事又は仮監事）」を付し、同条を第七十一条とする。

第七十九条の十一に見出しつとして「（役職員の秘密保持義務等）」を付し、同条中「協会」を「認可協会」に、「職員若しくは第七十九条の十六の二第二項に規定するあつせん委員」を「若しくは職員」に改め、同条に次の一項を加える。

2 認可協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に關して知り得た情報を、認可協会の業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

第七十九条の十一を第七十二条とする。

第四章第四節の節名を削る。

第七十九条の十二に見出しつとして「（定款、業務規程等の変更命令）」を付し、同条中「協会の」を「認可協会の」に、「について、協会に対し、有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指數等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保し、又は投資者を保護するため必要かつ適当であると認める変更その他の命令をする」を「若しくは取引の慣行又は業務の運営若しくは財産の状況に關し、公益又は投資者保護のため必要かつ適當である

と認めるときは、その必要の限度において、当該認可協会に対し、定款その他の規則又は取引の慣行の変更その他監督上必要な措置をとることを命ずる」に改め、同条を第七十三条とし、同条の前に次の款名を付する。

第四款 監督

第七十九条の十三に見出しつとして「（法令違反等による認可の取消し、業務の停止、役員の解任等）」を付し、同条中「協会が」を「認可協会が」に、「協会の」を「認可協会の」に、「証券仲介業者」を「金融商品仲介業者」に改め、同条第二項に項番号を付し、同条を第七十四条とする。

第七十九条の十四に見出しつとして「（報告の徴取及び検査）」を付し、同条中「協会又は」を「認可協会」に、「発行者に対し当該協会」を「発行者又は当該認可協会から業務の委託を受けた者に対し当該認可協会」に、「当該職員をして当該協会」を「当該職員に当該認可協会又は当該認可協会から業務の委託を受けた者」に、「物件を検査」を「物件の検査（当該認可協会から業務の委託を受けた者にあつては、当該認可協会の業務又は財産に関し必要なものに限る。）」を「に改め、同条を第七十五条とする。

第七十九条の十五に見出しつとして「（内閣総理大臣への提出書類）」を付し、同条中「協会」を「認可

「協会」に改め、同条を第七十六条とする。

第四章第五節の節名を削る。

第七十九条の十六に見出しがして「（投資者からの苦情に対する対応等）」を付し、同条第一項中「協会は」を「認可協会は」に、「証券仲介業者」を「金融商品仲介業者」に改め、同条第二項中「協会は」を「認可協会は」に、「証券仲介業者」を「金融商品仲介業者」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「証券仲介業者」を「金融商品仲介業者」に、「協会から」を「認可協会から」に改め、同項に項番号を付し、同条第四項中「協会は」を「認可協会は」に、「証券仲介業者」を「金融商品仲介業者」に改め、同項に項番号を付し、同条を第七十七条とし、同条の前に次の款名を付する。

第五款 雜則

第七十九条の十六の二に見出しがして「（認可協会によるあつせん）」を付し、同条第一項中「証券仲介業者」を「金融商品仲介業者」に、「有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等」を「デリバティブ取引等」に、「協会に」を「認可協会に」に改め、同条第二項中「協会」を「認可協会」に改め、同項及び同条第三項に項番号を

付し、同条第四項中「証券仲介業者」を「金融商品仲介業者」に、「所属証券会社等」を「所属金融商品取引業者等」に改め、同項に項番号を付し、同条第五項中「証券仲介業者」を「金融商品仲介業者」に改め、同項に項番号を付し、同条第六項中「協会」を「認可協会」に改め、同項に項番号を付し、同条に次の二項を加える。

7 あつせん委員又はその職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盜用してはならない。

8 あつせん委員又はその職にあつた者は、その職務に関して知り得た情報を、認可協会の業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

第七十九条の十六の二を第七十七条の二とし、同条の次に次の二条を加える。

(あつせん業務の第三者への委託)

第七十七条の三 認可協会は、第七十七条第一項に規定する苦情についての解決の業務及び前条第一項に規定するあつせんの業務について、これらの業務を適確に遂行するに足りる財産的基礎及び人的構成を有する者にこれらの業務を委託することができる。

2 前項の規定にかかわらず、認可協会は、同項の苦情についての解決の業務及びあつせんの業務を、次の各号のいずれかに該当する者に委託することができない。

一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第七十四条第一項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、若しくはこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ 第七十四条第一項の規定により認可を取り消された認可協会において、その取消しの日前三十日以内にその役員であつた者でその取消しの日から二年を経過しない者

3 第一項の規定により業務の委託を受けた者は、当該委託に係る業務を再委託することができない。

4 前二条の規定は、第一項の規定により認可協会から委託を受けた業務について準用する。

(認可協会による啓発活動等)

第七十七条の四 認可協会は、金融に係る知識の普及、啓発活動及び広報活動を通じて、金融商品取引業の健全な発展及び投資者の保護の促進に努めなければならない。

第七十九条の十七に見出しつとして「（協会の登記）」を付し、同条第一項中「協会」を「認可協会」に改め、同条第二項中「協会」を「認可協会」に改め、同項及び同条第三項に項番号を付し、同条を第七十七条の五とする。

第七十九条の十八に見出しつとして「（協会の解散事由等）」を付し、同条第一項中「協会は」を「認可協会は」に改め、同項第五号中「協会」を「認可協会」に改め、同条第二項中「協会」を「認可協会」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「協会」を「認可協会」に改め、同項に項番号を付し、同条第四項中「協会」を「認可協会」に改め、同項に項番号を付し、同条第五項中「協会」を「認可協会」に改め、同項に項番号を付し、同条を第七十七条の六とする。

第七十九条の十九に見出しつとして「（内閣府令への委任）」を付し、同条を第七十七条の七とし、第四章中同条の次に次の二節を加える。

第一款 認定及び業務

(公益法人金融商品取引業協会の認定)

第七十八条 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、金融商品取引業者が民法第二十四条の規定により設立した法人であつて、次に掲げる要件に該当すると認められるものを、その申請により、次項に規定する業務を行う者として認定することができる。

一 有価証券の売買その他の取引及びデリバティブ取引等を公正かつ円滑にし、並びに金融商品取引業の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とすること。

二 金融商品取引業者を会員とする旨の定款の定めがあること。

三 次項に規定する業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めているものであること。

四 次項に規定する業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有するものであること。

2 前項の規定により認定された法人（以下この項及び次条において「公益法人金融商品取引業協会」と

いう。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 金融商品取引業を行うに当たり、この法律その他法令の規定を遵守させるための会員及び金融商品仲介業者（会員を所属金融商品取引業者等とするものに限る。以下この節において同じ。）に対する指導、勧告その他の業務

- 二 会員及び金融商品仲介業者の行う金融商品取引業に関し、契約の内容の適正化、資産運用の適正化、その他投資者の保護を図るため必要な調査、指導、勧告その他の業務

- 三 会員及び金融商品仲介業者のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査

- 四 会員及び金融商品仲介業者の行う金融商品取引業に関する投資者からの苦情の解決

- 五 会員及び金融商品仲介業者の行う金融商品取引業に争いがある場合のあつせん

- 六 第六十四条の七第一項（第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）又は第二項の規定により行う登録事務

- 七 会員及び金融商品仲介業者の有価証券の売買その他の取引の勧誘の適正化に必要な業務のため必要

な規則の制定その他の業務

- 八 投資者に対する広報その他公益法人金融商品取引業協会の目的を達成するため必要な業務
九 前各号に掲げるもののほか、金融商品取引業の健全な発展又は投資者の保護に資する業務

(投資者保護の促進等)

第七十八条の二 公益法人金融商品取引業協会（以下この章において「公益協会」という。）は、前条第二項各号に掲げるもののほか、金融に係る知識の普及、啓発活動及び広報活動を通じて、金融商品取引業の健全な発展及び投資者の保護の促進に努めなければならない。

- 2 公益協会は、会員名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。
- 3 公益協会でない者は、その名称中に、公益法人金融商品取引業協会であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(公益協会への報告)

第七十八条の三 会員は、次の各号に掲げる場合において当該各号に定める事項を、内閣府令で定めるところにより、その所属する公益協会に報告しなければならない。

一　自己の計算において行う上場株券等の取引所金融商品市場外での売買又は媒介、取次ぎ若しくは代理を行う上場株券等の取引所金融商品市場外での売買が成立した場合　当該売買に係る上場株券等の種類、銘柄、価格、数量その他内閣府令で定める事項

二　同時に多数の者に対し、取引所金融商品市場外での上場株券等の売付け又は買付けの申込みをした場合その他の内閣府令で定める場合　当該売付け又は買付けの申込みに係る有価証券の種類、銘柄、価格その他内閣府令で定める事項

(売買高、価格等の通知等)

第七十八条の四 公益協会は、前条の規定による報告に基づき、上場株券等の取引所金融商品市場外での売買（会員が自己の計算において行うもの並びに会員が媒介、取次ぎ及び代理を行うものに限る。次条において同じ。）について、内閣府令で定めるところにより、銘柄別に毎日の売買高、最高、最低及び最終の価格その他の事項をその会員に通知し、公表しなければならない。

(売買高、価格等の報告)

第七十八条の五 公益協会は、内閣府令で定めるところにより、上場株券等の取引所金融商品市場外での

売買に関する銘柄別の毎日の売買高、最高、最低及び最終の価格その他の事項を内閣総理大臣に報告しなければならない。

(投資者からの苦情に対する対応等)

第七十八条の六 第七十七条の規定は、公益協会が投資者からの苦情の解決を行う場合について準用する。この場合において、同条中「協会員」とあるのは、「会員」と読み替えるものとする。

(公益協会によるあつせん)

第七十八条の七 第七十七条の二の規定は、公益協会があつせんを行う場合について準用する。この場合において、同条第一項及び第五項中「協会員」とあるのは、「会員」と読み替えるものとする。

(あつせん業務の第三者への委託)

第七十八条の八 公益協会は、第七十八条の六において準用する第七十七条第一項に規定する苦情についての解決の業務及び前条において準用する第七十七条の二第一項に規定するあつせんの業務について、これらの業務を適確に遂行する財産的基礎及び人的構成を有する者にこれらの業務を委託することがで
きる。

2 前項の規定にかかわらず、同項の苦情についての解決の業務及びあつせんの業務は、次の各号のいづれかに該当する者に委託することができない。

一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 民法第七十一条の規定により設立の許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、若しくはこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ 民法第七十一条の規定により設立の許可を取り消された法人において、その取消しの日前三十日以内にその役員であつた者でその取消しの日から二年を経過しない者

3 第一項の規定により業務の委託を受けた者は、当該委託に係る業務を再委託することができない。

4 第七十八条の六において準用する第七十七条及び前条において準用する第七十七条の一の規定は、第一項の規定により公益協会から業務の委託を受けた者が行う業務について準用する。

(役職員の秘密保持義務等)

第七十九条 第七十二条の規定は、公益協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者について準用する。

第二款 監督

(定款の必要的記載事項)

第七十九条の二 公益協会は、その定款において、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは当該公益協会の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をした会員に対し、過怠金を課し、定款で定める会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

(業務規程)

第七十九条の三 公益協会は、次に掲げる事項に関する規程を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 第七八条第二項に規定する業務に関する事項

二 売買その他の取引の勧誘を行うことが禁じられない株券、新株予約権付社債券その他内閣府令で定める有価証券（金融商品取引所に上場されている有価証券及び店頭売買有価証券を除く。）の種類に関する事項

2 公益協会は、当該公益協会の役員又は会員に異動があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（報告の徵取及び立入検査）

第七十九条の四 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、公益協会又は当該公益協会から業務の委託を受けた者に対し、その業務若しくは財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、当該公益協会又は当該公益協会から業務の委託を受けた者の事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該公益協会から業務の委託を受けた者にあつては、当該公益協会の業務又は財産に關し必要なものに限る。）をさせ、若しくは関係者に質問（当該公益協会から業務の委託を受けた者にあつては、当該公益協会の業務又は財産に關し必要なものに限る。）をさせることができる。

(内閣総理大臣に対する協力)

第七十九条の五 内閣総理大臣は、この節の規定の円滑な実施を図るため、内閣府令で定めるところにより、当該規定に基づく資料の提出、届出その他必要な事項について、公益協会に協力させることができるもの。

(公益協会に対する監督命令)

第七十九条の六 内閣総理大臣は、業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、この節の規定の施行に必要な限度において、公益協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、公益協会の業務の運営がこの法律若しくはこの法律に基づづく命令又はこれらに基づく処分に違反していると認めるときは、その認定を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

第三節 認定投資者保護団体

(認定投資者保護団体の目的及び業務)

第七十九条の七 有価証券の売買その他の取引及びデリバティブ取引等を公正かつ円滑にし、並びに金融商品取引業の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的として、次の各号に掲げる業務を行おうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、認可協会及び公益協会を除く。次条第三号ロにおいて同じ。）は、内閣総理大臣の認定を受けることができる。

- 1 一 金融商品取引業者又は金融商品仲介業者の行う金融商品取引業に対する苦情の解決
- 2 二 金融商品取引業者又は金融商品仲介業者の行う金融商品取引業に争いがある場合のあつせん
- 3 三 前二号に掲げるもののほか、金融商品取引業の健全な発展又は投資者の保護に資する業務
- 4 2 前項の認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣に対し申請をしなければならない。
- 5 3 内閣総理大臣は、第一項の認定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

（欠格事項）

第七十九条の八 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

1 一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日か

ら二年を経過しない者

- 二 第七十九条の十九第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
三 その業務を行う役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
イ 禁錮以上の刑に処せられ、若しくはこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ 第七十九条の十九第一項の規定により認定を取り消された法人において、その取消しの日前三十日以内にその役員であつた者でその取消しの日から二年を経過しない者

（認定の基準）

第七十九条の九 内閣総理大臣は、第七十九条の七第二項の規定による申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

- 一 第七十九条の七第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めているものであること。

二 第七十九条の七第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであること。

三 第七十九条の七第一項各号に掲げる業務以外の業務を行つてている場合には、その業務を行ふことによつて当該各号に掲げる業務が不公正になるおそれがないものであること。

(業務廃止の届出)

第七十九条の十 第七十九条の七第一項の認定を受けた者（次条第一項において「認定投資者保護団体」という。）は、その認定に係る業務（以下この節において「認定業務」という。）を廃止しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(対象事業者)

第七十九条の十一 認定投資者保護団体（以下この節において「認定団体」という。）は、当該認定団体の構成員である金融商品取引業者若しくは金融商品仲介業者又は認定業務の対象となることについて同意を得た金融商品取引業者、金融商品仲介業者その他内閣府令で定める者を対象事業者（当該認定団体

の業務の対象となる金融商品取引業者、金融商品仲介業者その他内閣府令で定める者をいう。以下この節において同じ。）としなければならない。

2 認定団体は、対象事業者の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（認定団体による苦情の処理）

第七十九条の十二 第七十七条の規定は、認定団体が投資者からの苦情（対象事業者に関するものに限る。）の解決を行う場合について準用する。この場合において、同条中「協会員又は金融商品仲介業者」とあるのは、「第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者」と読み替えるものとする。

（認定団体によるあつせん）

第七十九条の十三 第七十七条の二第一項から第三項まで及び第五項から第八項までの規定は、認定団体があつせん（対象事業者に関するものに限る。）を行う場合について準用する。この場合において、同条第一項中「協会員又は金融商品仲介業者」とあるのは「第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者」と、「デリバティブ取引等」とあるのは「デリバティブ取引等（これらの取引に付随する取引その他の内閣府令で定める取引を含む。）」と、同条第五項中「協会員又は金融商品仲介業者」とあるのは

「第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者」と読み替えるものとする。

(役職員の秘密保持義務等の準用)

第七十九条の十四 第七十二条の規定は、認定団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者について準用する。

(名称の使用制限)

第七十九条の十五 認定団体でない者は、認定投資者保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

(報告の徴取)

第七十九条の十六 内閣総理大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定団体に対し、認定業務に関し報告をさせることができる。

(投資者保護指針)

第七十九条の十七 認定団体は、金融商品取引業の健全な発展及び投資者の保護のために、対象事業者による金融商品取引の契約内容、対象事業者による資産運用のあり方その他投資者の保護を図るため必要

な事項に関し、この法律の規定の趣旨に沿つた指針（以下「投資者保護指針」という。）を作成し、公示するよう努めなければならない。

2 認定団体は、前項の規定により投資者保護指針を公表したときは、対象事業者に対し、当該投資者保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとるよう努めなければならない。

3 認定団体は、金融に係る知識の普及、啓発活動及び広報活動を通じて、金融商品取引業の健全な発展及び投資者の保護の促進に努めなければならない。

（命令）

第七十九条の十八 内閣総理大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定団体に対し、認定業務の実施の方法の改善、投資者保護指針の変更その他の必要な措置をとるべき旨を命ずることができ
る。

（認定の取消し）

第七十九条の十九 内閣総理大臣は、認定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第七十九条の八第一号又は第二号に該当するに至つたとき。

二 第七十九条の九各号のいずれかに適合しなくなつたとき。

三 前条の規定による命令に従わないとき。

四 不正の手段により第七十九条の七第一項の認定を受けたとき。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第七十九条の二十に見出しつとして「（一般顧客等）」を付し、同条第一項中「証券会社」を「金融商品取引業者（第二十八条第八項に規定する有価証券関連業を行う金融商品取引業者に限る。以下この章において同じ。）」に、「（外国証券会社にあつては、国内に設けられた支店）」を「又は事務所（外国法人である金融商品取引業者にあつては、国内に有する営業所又は事務所）」に、「証券会社と証券業又は証券業に付随する業務（証券会社が第三十四条第一項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第十四条において準用する第三十四条第一項（外国証券会社にあつては、外國証券業者に関する法律第十四条において準用する第三十四条第一項）の規定により営む業務をいう。次項において同じ。）に係る取引」を「金融商品取引業者と対象有価証券関連取引」に改め、同条第二項中「証券会社」を「金融商品取引業者」に、「証券業又は証券業に付隨する業務に係る取引」を「対象有価証券関連取引」に改

め、同項に項番号を付し、同条第三項第一号中「第一百八条の三」を「第一百九条の規定により金融商品取引業者が一般顧客から預託を受けた金銭若しくは有価証券（有価証券関連デリバティブ取引に関する預託を受けたものに限る。）」に、「証券会社」を「金融商品取引業者」に、「及び」を「若しくは」に改め、同項第二号中「証券業」を「金融商品取引業（第二十八条第八項に規定する有価証券関連業に限る。以下この章において同じ。）」に、「有価証券店頭デリバティブ取引」を「店頭デリバティブ取引」に、

「証券会社」を「金融商品取引業者」に、「掲げる」を「規定する」に改め、同項第三号中「証券業」を「金融商品取引業」に、「又は証券会社」を「又は金融商品取引業者」に改め、「証券会社が保護預りをするために一般顧客から預託を受けた有価証券を含み、」を削り、「掲げる」を「規定する」に、「契約により証券会社」を「契約により金融商品取引業者」に改め、同項に項番号を付する。

第七十九条の二十一に見出しつとして「（目的）」を付し、同条中「第七十九条の五十六」を「第七十九条の五十六第一項」に改める。

第七十九条の二十二に見出しつとして「（法人格及び住所）」を付し、同条に次の一項を加える。

2 基金の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

第七十九条の二十三に見出として「（名称）」を付し、同条第二項に項番号を付する。

第七十九条の二十四に見出として「（登記）」を付し、同条第二項に項番号を付する。

第七十九条の二十五を次のように改める。

（不法行為能力等）

第七十九条の二十五 基金は、理事長又は理事がその職務を行うについて他人に加えた損害を賠償する責任を負う。

第七十九条の二十六に見出として「（会員の資格）」を付し、同条第一項中「証券会社」を「金融商品取引業者」に改め、同条第二項中「証券会社」を「金融商品取引業者」に改め、同項に項番号を付する。

第七十九条の二十七に見出として「（加入義務等）」を付し、同条第一項中「証券会社」を「金融商品取引業者」に改め、同条第二項中「第二十八条又は外国証券業者に関する法律第三条第一項の登録を受けようとする」を「第二十九条の登録又は第三十一条第四項の変更登録を受けて金融商品取引業を行おうとする」に、「その登録」を「その登録又は変更登録」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「登

録」を「登録又は変更登録」に改め、同項に項番号を付し、同条第四項中「証券会社」を「金融商品取引業者」に改め、同項に項番号を付する。

第七十九条の二十八に見出しとして「(脱退等)」を付し、同条第一項中「証券会社は」を「金融商品取引業者は」に改め、同項第一号中「証券業」を「金融商品取引業」に、「廃止(外国証券会社)」を「廃止(有価証券関連業を行わない旨)」に改め、同項第三十一条第四項の変更登録及び外国法人である金融商品取引業者に、「支店」を「営業所又は事務所」に、「証券会社の解散(外国証券会社)」を「金融商品取引業者の解散(外国法人である金融商品取引業者)」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 第五十二条第一項若しくは第四項、第五十三条第三項又は第五十四条の規定による第二十九条の登録の取消し

第七十九条の二十八第二項中「証券会社」を「金融商品取引業者」に改め、同項に項番号を付し、同条第二項中「証券会社」を「金融商品取引業者」に改め、同項に項番号を付し、同条第四項中「証券会社」を「金融商品取引業者」に改め、同項に項番号を付し、同条第五項各号中「証券会社」を「金融商品取引業者」に改め、同項に項番号を付する。

第七十九条の二十九に見出しつとして「（設立要件）」を付し、同条第一項中「証券会社」を「金融商品取引業者」に改め、同条第二項から第四項までに項番号を付し、同条第五項中「証券会社」を「金融商品取引業者（以下この条において「加入予定者」という。）」に改め、同項及び同条第六項に項番号を付し、同条第七項中「証券会社」を「金融商品取引業者」に改め、同項に項番号を付し、同条第八項を次のように改める。

8 各加入予定者の創立総会の議決権は、平等とする。

第七十九条の二十九に次の三項を加える。

9 創立総会に出席しない加入予定者は、書面で、又は代理人によつて議決をすることができる。

10 前二項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

11 基金と特定の加入予定者との関係について創立総会の議決をする場合には、その加入予定者は、議決権を有しない。

第七十九条の三十に見出しつとして「（認可の申請）」を付し、同条第一項に項番号を付する。

第七十九条の三十一に見出しつとして「（認可審査基準）」を付し、同条第一項第二号中「第二十八条の

四第一項第九号イ」を「第二十九条の四第一項第二号イ」に改め、同条第二項から第四項までに項番号を付する。

第七十九条の三十二に見出しつとして「(理事長への事務引継ぎ)」を付する。

第七十九条の三十三に見出しつとして「(登記)」を付し、同条第二項に項番号を付する。

第七十九条の三十四に見出しつとして「(定款の必要的記載事項)」を付し、同条第二項及び第三項に項番号を付する。

第七十九条の三十五に見出しつとして「(役員)」を付し、同条第二項に項番号を付する。

第七十九条の三十六に見出しつとして「(役員の権限)」を付し、同条第二項から第四項までに項番号を付し、同条第五項中「第二十八条の四第一項第九号イ」を「第二十九条の四第一項第二号イ」に改め、同項に項番号を付する。

第七十九条の三十七に見出しつとして「(役員の選任、任期及び解任)」を付し、同条第二項から第五項までに項番号を付する。

第七十九条の三十八に見出しつとして「(監事の兼職禁止)」を付する。

第七十九条の三十九に見出しつとして「（代表権の制限）」を付する。

第七十九条の四十に見出しつとして「（仮理事又は仮監事）」を付する。

第七十九条の四十一に見出しつとして「（総会）」を付し、同条第二項から第四項までに項番号を付する。

第七十九条の四十二に見出しつとして「（総会の決議事項）」を付し、同条第二項に項番号を付する。

第七十九条の四十三に見出しつとして「（総会の議事）」を付する。

第七十九条の四十四を次のように改める。

（臨時総会）

第七十九条の四十四 総会員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、理事者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総会員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

第七十九条の四十四の次に次の四条を加える。

（総会の招集）

第七十九条の四十四の二 総会の招集の通知は、会日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。

(総会の決議事項)

第七十九条の四十四の三 総会においては、前条の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(会員の議決権)

第七十九条の四十四の四 各会員の議決権は、平等とする。

- 2 総会に出席しない会員は、書面で、又は代理人によつて議決をすることができる。
- 3 前二項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

(議決権のない場合)

第七十九条の四十四の五 基金と特定の会員との関係について議決をする場合には、その会員は、議決権を有しない。

第七十九条の四十五に見出として「(運営審議会)」を付し、同条第二項から第五項までに項番号を

付する。

第七十九条の四十六に見出しつとして「（職員の任命）」を付する。

第七十九条の四十七に見出しつとして「（役員及び職員等の秘密保持義務）」を付し、同条に次の二項を加える。

2 基金の役員若しくは職員若しくは審議会の委員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関するて知り得た情報を、基金の業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

第七十九条の四十八に見出しつとして「（役員及び職員の地位）」を付する。

第七十九条の四十九に見出しつとして「（業務の範囲）」を付し、同条第一号中「第七十九条の五十六」を「第七十九条の五十六第一項」に改め、同条第二号中「第七十九条の五十九」を「第七十九条の五十九第一項」に改め、同条第三号中「第七十九条の六十」を「第七十九条の六十第一項」に改める。

第七十九条の五十に見出しつとして「（業務の委託）」を付し、同条第一項中「証券業協会」を「金融商品取引業協会（認可金融商品取引業協会又は第七十八条第二項に規定する公益法人金融商品取引業協会をいう。次項において同じ。）」に、「証券会社」を「金融商品取引業者」に改め、同条第二項中「証券業

協会」を「金融商品取引業協会」に、「証券会社」を「金融商品取引業者」に改め、同項に項番号を付する。

第七十九条の五十一に見出しつとして「（業務規程）」を付し、同条第一項に項番号を付する。

第七十九条の五十二に見出しつとして「（報告又は資料の提出）」を付し、同条第一項中「証券会社」を「金融商品取引業者」に改め、同条第二項中「証券会社」を「金融商品取引業者」に改め、同項及び同条第三項に項番号を付する。

第七十九条の五十三に見出しつとして「（基金への通知）」を付し、同条第一項中「証券会社は」を「金融商品取引業者は」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 第五十二条第一項、第五十三条第三項又は第五十四条の規定により第二十九条の登録を取り消されたとき。

第七十九条の五十三第一項第二号中「外国証券会社」を「有価証券関連業を行わない旨の第三十一条第四項の変更登録及び外国法人である金融商品取引業者」に改め、同項第三号中「証券業の廃止（外国証券会社）」を「金融商品取引業の廃止（外国法人である金融商品取引業者）」に、「支店」を「営業所又は事務

所」に、「証券業の廃止を」を「金融商品取引業の廃止を」に、「解散（外国証券会社）」を「解散（外国法人である金融商品取引業者）」に、「第五十五条第三項（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二十三条第三項）」を「第五十条の二第六項」に、「証券業の廃止若しくは」を「金融商品取引業等の廃止若しくは」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 第五十二条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（同項第七号に該当する場合に限る。）を受けたとき。

第七十九条の五十三第二項に項番号を付し、同条第三項中「証券会社に対し」を「金融商品取引業者に対し」に、「証券会社が」を「金融商品取引業者が」に改め、同項各号を次のように改める。

一 第五十二条第一項若しくは第四項、第五十三条第二項又は第五十四条の規定による第二十九条の登録の取消し

一 第五十二条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（同項第七号に該当する場合に限る。）

第七十九条の五十三第二項に項番号を付し、同条第四項中「証券会社」を「金融商品取引業者」に改

め、同項に項番号を付し、同条第五項中「証券会社」を「金融商品取引業者」に改め、同項に項番号を付する。

第七十九条の五十四に見出しどして「（弁済困難の認定）」を付し、同条中「証券会社」を「金融商品取引業者」に、「通知証券会社」を「通知金融商品取引業者」に改める。

第七十九条の五十五に見出しどして「（認定の公告）」を付し、同条第一項中「通知証券会社」を「通知金融商品取引業者」に改め、同条第二項中「証券会社」を「金融商品取引業者」に、「認定証券会社」を「認定金融商品取引業者」に改め、同項から同条第四項までに項番号を付し、同条第五項中「認定証券会社」を「認定金融商品取引業者」に改め、同項に項番号を付する。

第七十九条の五十六に見出しどして「（補償対象債権の支払）」を付し、同条第一項中「認定証券会社」を「認定金融商品取引業者」に改め、同条第二項中「認定証券会社」を「認定金融商品取引業者」に改め、同項及び同条第三項に項番号を付する。

第七十九条の五十七に見出しどして「（支払金額等）」を付し、同条第一項中「認定証券会社の」を「認定金融商品取引業者の」に改め、同項第二号中「認定証券会社」を「認定金融商品取引業者」に改

め、同条第二項中「証券会社」を「金融商品取引業者」に改め、同項から同条第四項までに項番号を付する。

第七十九条の五十八に見出しとして「（所得税法等の適用）」を付し、同条第一項中「認定証券会社」を「認定金融商品取引業者」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「租税特別措置法」の下に「（昭和三十一年法律第二十六号）」を加え、同項を同条第二項とし、同項に項番号を付する。

第七十九条の五十九に見出しとして「（返還資金融資）」を付し、同条第一項中「通知証券会社」を「通知金融商品取引業者」に、「認定証券会社」を「認定金融商品取引業者」に、「第四十七条第三項」を「第四十三条の一第二項」に改め、同条第二項に項番号を付し、同条第三項中「証券会社」を「金融商品取引業者」に、「第四十七条第三項」を「第四十三条の一第二項」に改め、同項から同条第五項までに項番号を付する。

第七十九条の六十に見出しとして「（一般顧客の債権の保全）」を付し、同条第一項中「通知証券会社」を「通知金融商品取引業者」に改め、同条第二項から第五項までに項番号を付する。

第七十九条の六十一に見出しつとして「(迅速な弁済に資するための業務)」を付し、同条中「証券会社」を「金融商品取引業者」に、「第四十七条第三項」を「第四十三条の二第一項」に改める。

第七十九条の六十二に見出しつとして「(内閣府令等への委任)」を付し、同条中「その執行について」を削る。

第七十九条の六十三に見出しつとして「(投資者保護資金)」を付し、同条第二項に項番号を付する。

第七十九条の六十四に見出しつとして「(負担金)」を付し、同条第一項中「証券会社」を「金融商品取引業者」に改め、同条第二項中「通知証券会社」を「通知金融商品取引業者」に改め、同項に項番号を付する。

第七十九条の六十五に見出しつとして「(負担金の額の算定方法等)」を付し、同条第二項第二号中「証券会社」を「金融商品取引業者」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「証券会社」を「金融商品取引業者」に改め、同項に項番号を付する。

第七十九条の六十六に見出しつとして「(延滞金)」を付し、同条第一項中「証券会社」を「金融商品取引業者」に改め、同条第二項に項番号を付する。

第七十九条の六十七に見出しついて「（内閣府令・財務省令への委任）」を付し、同条中「その執行について」を削る。

第七十九条の六十八に見出しついて「（事業年度）」を付する。

第七十九条の六十九に見出しついて「（予算及び資金計画の提出）」を付する。

第七十九条の七十に見出しついて「（財務諸表等の提出）」を付し、同条第二項及び第三項に項番号を付する。

第七十九条の七十一に見出しついて「（準備金）」を付し、同条第二項及び第三項に項番号を付する。

第七十九条の七十二に見出しついて「（資金の借入れ）」を付し、同条中「証券会社」を「金融商品取引業者」に改める。

第七十九条の七十三に見出しついて「（資金運用の制限）」を付する。

第七十九条の七十四に見出しついて「（内閣府令・財務省令への委任）」を付する。

第七十九条の七十五に見出しついて「（業務改善命令）」を付する。

第七十九条の七十六に見出しついて「（認可の取消し）」を付する。

第七十九条の七十七に見出しつとして「（報告の徴取及び立入検査）」を付し、同条中「基金」及び「に基金」の下に「若しくは当該基金から業務の委託を受けた者」を加え、「物件を検査」を「物件の検査（当該基金から業務の委託を受けた者にあつては、当該基金の業務又は財産に関し必要なものに限る。）」をに改める。

第七十九条の七十八に見出しつとして「（解散事由）」を付し、同条第二項に項番号を付する。

第七十九条の七十九に見出しつとして「（清算人の選任）」を付する。

第七十九条の八十に見出しつとして「（残余財産の処理）」を付し、同条第二項に項番号を付する。

第五章を次のように改める。

第五章 金融商品取引所

第一節 総則

（免許）

第八十条 金融商品市場は、認可金融商品取引業協会を除き、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、開設してはならない。

2 前項の規定は、金融商品取引業者等又は金融商品仲介業者が、この法律の定めるところに従つて有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引（取引所金融商品市場によらないで行われるもの）を除く。）又はこれらの取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う場合には、適用しない。

（免許の申請）

第八十一条 前条第一項の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した免許申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 名称又は商号

二 事務所又は本店、支店その他の営業所の所在の場所

三 役員の氏名又は名称及び会員又は取引参加者（以下「会員等」という。）の商号、名称又は氏名

2 前項の免許申請書には、定款、業務規程、受託契約準則その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

3 前項の場合において、定款が電磁的記録で作成されているときは、書面に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

(免許審査基準)

第八十二条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による免許の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 定款、業務規程及び受託契約準則の規定が法令に適合し、かつ、取引所金融商品市場における有価証券の売買及び市場デリバティブ取引を公正かつ円滑にし、並びに投資者を保護するために十分であること。

二 免許申請者が取引所金融商品市場を適切に運営するに足りる人的構成を有するものであること。

三 免許申請者が金融商品取引所としてこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えるなければならない。

一 免許申請者がこの法律又はこの法律に相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

二 免許申請者が第百四十八条、第百五十二条第一項、第百五十六条の十七第一項若しくは第二項、第百五十六条の二十六において準用する第百四十八条若しくは第百五十六条の三十二第一項の規定により免許を取り消され、第五十二条第一項、第五十三条第三項若しくは第六十六条の二十第一項の規定により登録を取り消され、若しくは第百六条の七第一項、第百六条の二十一第一項若しくは第百六条の二十八第一項の規定により認可を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

三 免許申請者の役員のうちに次のイからトまでのいずれかに該当する者があるとき。

- イ 第二十九条の四第一項第二号イからトまでに掲げる者
- ロ 金融商品取引所が第百四十八条若しくは第百五十二条第一項の規定により免許を取り消された場合、金融商品取引清算機関が第百五十六条の十七第一項若しくは第二項の規定により免許を取り消された場合、証券金融会社が第百五十六条の三十二第一項の規定により免許を取り消された場合若しくは外国金融商品取引所が第百五十五条の十第一項の規定により認可を取り消された場合又はこ

の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは認可（当該免許又は認可に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の役員（外国金融商品取引所にあつては、国内における代表者を含む。亦において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過するまでの者

ハ 第百六条の三第一項の認可若しくは第百六条の十七第一項の認可を受けた者（以下この号において「主要株主」という。）が第百六条の七第一項若しくは第百六条の二十一第一項の規定により認可を取り消された場合又は金融商品取引所持株会社が第百六条の二十八第一項の規定により認可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該主要株主若しくは金融商品取引所持株会社の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過するまでの者

ニ 主要株主が第百六条の七第一項又は第百六条の二十一第一項の規定により認可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過するまでの者

ホ 第百五十条、第一百五十二条第一項、第一百五十五条の十第二項、第一百五十六条の十四第三項、第一百五十六条の十七第二項又は第一百五十六条の三十一第三項の規定により解任を命ぜられた役員でその

処分を受けた日から五年を経過するまでの者

ヘ 第百六条の二十八第二項の規定により解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過するまでの者

四 免許申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

(免許の拒否等)

第八十三条 内閣総理大臣は、第八十一条第一項の規定による免許の申請があつた場合において、その免許を与えることが適当でないと認めるときは、免許申請者に通知して、当該職員に審問を行わせなければならない。

2 内閣総理大臣が、第八十条第一項の規定による免許を与えることとし、又はこれを与えないこととした場合においては、遅滞なく、その旨を書面により免許申請者に通知しなければならない。

(金融商品取引所となる法人)

第八十三条の二 金融商品取引所は、金融商品会員制法人又は資本金の額が政令で定める金額以上の株式

会社であつて次に掲げる機関を置くものでなければならない。

一 取締役会

二 監査役会又は委員会

三 会計監査人

(自主規制業務)

第八十四条 金融商品取引所は、この法律及び定款その他の規則に従い、取引所金融商品市場における有価証券の売買及び市場デリバティブ取引を公正にし、並びに投資者を保護するため、自主規制業務を適切に行わなければならない。

2 前項の「自主規制業務」とは、金融商品取引所について行う次に掲げる業務をいう。

- 一 金融商品、金融指標又はオプション（以下この章において「金融商品等」という。）の上場及び上場廃止に関する業務（内閣府令で定めるものを除く。）

- 二 会員等の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査

三 その他取引所金融商品市場における取引の公正を確保するためには必要な業務として内閣府令で定めるもの

(自主規制業務の委託)

第八十五条 金融商品取引所は、内閣総理大臣の認可を受けて、自主規制法人（自主規制業務（前条第二項に規定する自主規制業務をいう。以下この章において同じ。）を行うことを目的として、次節第一款の二の規定に基づいて設立された法人をいう。以下この章において同じ。）に対し、当該金融商品取引所に係る自主規制業務の全部又は一部を委託することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の認可に条件を付することができる。

3 前項の条件は、認可の趣旨に照らして、又は認可に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならない。

(認可申請書の提出)

第八十五条の二 前条第一項の認可を受けようとする金融商品取引所は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 名称

二 委託する自主規制法人（以下この章において「受託自主規制法人」という。）の名称

三 委託する自主規制業務の内容

四 その他内閣府令で定める事項

2 前項の認可申請書には、委託契約の内容を記載した書類その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

3 第八十二条第三項の規定は、第一項の認可の申請の場合について準用する。この場合において、「定期」であるのは、「委託契約の内容を記載した書類」と読み替えるものとする。

（認可の基準）

第八十五条の三 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 受託自主規制法人が、第一百二条の十四の認可を受けたものであること。

二 委託契約において、当該委託をする費用の額の算出の方法が、自主規制法人が委託を受けた自主規

制業務を行うために適正かつ明確に定められていること。

三 委託契約において、受託自主規制法人が当該委託に係る自主規制業務に関して知り得た情報を当該自主規制業務の用に供する目的以外のために利用しない旨が定められていること。

四 前二号に掲げるもののほか、委託契約の内容が受託自主規制法人における自主規制業務の適正な実施を確保するために十分なものであること。

(認可を与えない場合の審問)

第八十五条の四 内閣総理大臣は、第八十五条の二第一項の規定による認可の申請があつた場合において、その認可を与えることが適当でないと認めるときは、認可申請者に通知して、当該職員に審問を行わせなければならない。

2 内閣総理大臣が、第八十五条第一項の規定による認可を与えることとし、又はこれを与えないこととした場合においては、遅滞なく、その旨を書面により認可申請者に通知しなければならない。

(商号又は名称)

第八十六条 金融商品取引所は、その名称又は商号のうちに取引所という文字を用いなければならない。

2 金融商品取引所でない者は、その名称又は商号のうちに金融商品取引所であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(会員等に対する処分)

第八十七条 金融商品取引所は、その定款において、会員等が法令、法令に基づいてする行政官庁の処分、当該金融商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則（以下この条において単に「規則」という。）及び取引の信義則を遵守しなければならない旨並びに法令、法令に基づいてする行政官庁の処分若しくは規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をした会員等に対し、過怠金を課し、その者の取引所金融商品市場における有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引若しくはその有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限を命じ、又は除名（取引参加者にあつては、取引資格の取消し）をする旨を定めなければならない。

(業務の範囲)

第八十七条の二 金融商品取引所は、取引所金融商品市場の開設及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を行うことができない。

(子会社の範囲)

第八十七条の三 金融商品取引所は、取引所金融商品市場の開設及びこれに附帯する業務を行う会社以外の会社を子会社としてはならない。ただし、内閣総理大臣の認可を受けた場合は、取引所金融商品市場の開設に関する業務を行う会社を子会社とすることができる。

2 前項の「子会社」とは、金融商品取引所がその総株主等の議決権の過半数を保有する会社をいう。この場合において、金融商品取引所及びその一若しくは二以上の子会社又は金融商品取引所の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の過半数を保有する会社は、金融商品取引所の子会社とみなす。

3 第一項の規定にかかわらず、金融商品取引所は、内閣総理大臣の認可を受けて、自主規制法人を設立することができる。

(審問に関する規定の準用)

第八十七条の四 第八十五条の四の規定は、前条第一項ただし書及び第三項の認可について準用する。

(役員)

第八十七条の五 金融商品取引所の役員は、二以上の金融商品取引所の役員の地位を占めてはならない。

(仮理事、仮取締役等)

第八十七条の六 内閣総理大臣は、取引所金融商品市場を開設する金融商品会員制法人（以下「会員金融商品取引所」という。）の理事又は監事の職務を行う者がない場合において、必要があると認めるときは、仮理事又は仮監事を選任することができる。

2 内閣総理大臣は、取引所金融商品市場を開設する株式会社（以下「株式会社金融商品取引所」という。）の取締役、会計参与、監査役、代表取締役、執行役又は代表執行役の職務を行う者がない場合において、必要があると認めるときは、仮取締役、仮会計参与、仮監査役、仮代表取締役、仮執行役又は仮代表執行役を選任することができる。

3 会社法第三百四十六条第二項、第三百五十一条第二項及び第四百一条第三項（同法第四百三条第三項及び第四百二十条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、株式会社金融商品取引所には、適用しない。

(内閣総理大臣の嘱託登記)